

損害補償の扶養親族加算額等の変更について(第5条第3項関係)

改正前	政令における号	第1号	第2号		第3号	第4号	第5号
	区分	配偶者 (婚姻の届出をしてい ないが、事実上婚姻関係 と同様の事情のあるもの を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの 間にある子及び孫		60歳以上の父母及び 祖父母	22歳に達する日以後 の最初の3月31日まで にある弟妹	身体又は精神に著しい 障害がある者
	加算額	433円	217円				
	配偶者がいない場合 の扶養親族の加算額		367円(2人以降は、217円)				
改正後	政令における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
	区分	配偶者 (婚姻の届出をしてい ないが、事実上婚姻関係 と同様の事情のあるもの を含む。)	22歳に達する日以後 の最初の3月31日まで の間にある子	22歳に達する日以後 の最初の3月31日まで の間にある孫	60歳以上の父母及び 祖父母	22歳に達する日以後 の最初の3月31日まで にある弟妹	重度心身障害者
	加算額	333円	267円	217円			
	配偶者がいない場合 の扶養親族の加算額		333円 (2人以降は、 267円)	217円(第2号の子がいて、かつ、第3号～第6号の扶養親族がいる場合)			
	配偶者及び扶養親族 に係る子がない場合 の扶養親族の加算額			300円(2人以降は、217円)			